

別表1 (第3条関係)

対象業種	対象経費	指定要件			補助率	助成内容		交付基準
		投下固定資産額	新規雇用者数	その他要件		1回あたり限度額 ※1・2	新設	
製造業 情報サービス業		30億円以上	10人以上	—	20%	4億円	2億円	1. 対象経費 (1) 用地取得・造成経費を対象に含める場合は、土地売買契約書の契約締結日から操業開始までに取得した資産に対する経費とする。 (2) 上記以外の場合は、着工から操業開始までに取得した資産に対する経費とする。 2. 要件 (1) 用地取得・造成経費を対象に含める場合は、用地取得が操業開始の前3年以内であること。 (2) 上記以外の場合は、着工が操業開始の前3年以内であること。 (3) 操業開始後2年以内に補助対象経費の支払いを完了し指定要件に合致する新規雇用者数を雇用していること。 (4) 助成金の交付決定後3年以内に新規雇用により増加した常用労働者の増加した数が、指定要件に掲げた新規雇用者の数を下らないこと。 (5) 小浜市市税条例(昭和26年小浜市条例第17号)第3条各号に掲げる市税(本市からの課税対象となっていない場合においては、法人の主たる事業所に課税される税)を滞納していないこと。
		10億円以上	5人以上			2億円	1億円	
		5億円以上		1億円		0.5億円		
		5千万円以上		0.5億円		0.25億円		
物流関連産業	①用地取得造成経費 ②建物等事業所建設経費 ③機械装置等償却資産取得経費	10億円以上	5人以上	(製造業のみ) 敷地面積1,500㎡以上 または 建築床面積500㎡以上	20%	1億円	0.5億円	
		3億円以上	3人以上	敷地面積1,000㎡以上 または 建築床面積3,000㎡以上		0.3億円	0.15億円	
先端的農商工連携施設 (植物工場・陸上養殖)		10億円以上	5人以上	—	25%	1億円	0.5億円	
		3億円以上				0.5億円	0.25億円	
		5千万円以上	3人以上			敷地面積1,500㎡以上 または 建築床面積500㎡以上	0.3億円	
試験研究所 本社機能		10億円以上	5人以上	—	25%	1億円	0.5億円	
		3億円以上				0.5億円	0.25億円	
宿泊業		10億円以上	10人以上	—	25%	1億円	0.5億円	
		5億円以上	5人以上			0.5億円	0.25億円	
地域経済牽引事業		市長が定めるもの				1億円		
【オプションメニュー(上乗せ加算)】								
メニュー					補助率	限度額	交付基準	
新規雇用者(大卒以上)加算		10万円/人		300万円 (限度人数30人・1社/1回)			下記のすべてを満たす者の数に応じ、上乗せ加算を行う。 ・企業振興助成金交付申請時点で新規雇用者に該当する者 ・企業振興助成金交付申請時点で市内に住所を有する者 ・大学または大学院を卒業していることを証明できる者 ・最終学歴の卒業日から1年以内に雇用契約を結んだ者 ・就職をした日において35歳未満である者 ・企業振興助成金交付決定日から1年以上雇用している者	
JR小浜線通勤加算		1/2 (上限5千円/月)		180万円 (限度人数30人・1社/1年)			下記のいずれにも該当する従業員へ企業が支払った通勤手当の額に応じ、上乗せ加算を行う。ただし、補助対象期間は、当該加算の交付申請を行った月の前月までの連続する12ヶ月間とする。 ・JR小浜線新平野駅を発着点とする通勤定期券を利用する者 ・当該加算交付申請企業から通勤手当の支払いを受けている者	
奨学生採用支援		年間最大5万円/人 (企業支援額と同額を助成)		25万円/人 (1社/5年)			下記のすべてを満たす従業員へ企業が奨学金返還を支援するため支払った金額と同額を限度額の範囲で、上乗せ加算を行う。ただし、補助対象期間は、当該加算の交付申請を行った月の前月までの連続する12ヶ月間とする。 ・大学等の在学中に以下のいずれかに該当する奨学金の貸与を受け、返還の滞りが無い者 (独)日本学生支援機構に規定する第一種・第二種学貸貸与金 小浜市が貸与する大学奨学金、他の地方公共団体が設ける貸与奨学金(海外留学のための奨学金を除く) ・企業振興助成金交付申請時点で新規雇用者に該当する者 ・大学、大学院、短大、高等専門学校(第4学年および第5学年)、専修学校(専門課程)のいずれかを卒業した者 ・卒業した日から起算して1年以内に雇用契約を結んだ者 ・就職時に30歳未満である者	

※1: 小浜市企業誘致重点エリア(別表2)において、各エリア内の業種と立地する企業の業種が適合しない場合は、1回あたり限度額は50%とする。
5千万円を超える助成金の支払いについては原則分割支払いとする。

※2: 新規雇用要件が10人以上の場合、3人達成で上限30%、5人達成で上限50%まで助成。
新規雇用要件が5人以上の場合、3人達成で上限50%まで助成。

※3: 助成金の交付については1企業あたり原則2回までとし、2回目の1回あたり上限額は50%とする。
(助成後5年間の市税の納税額が助成額を上回る場合は、2回目は100%とする。2回目以降は、増設計画により協議、決定する)

※4: オプションメニューについては、市が別で支援する助成金を受けることを妨げない。
(備考)

- この表において、「新設」とは、市内に事業所を有しない者が、市内に事業所を新たに設置すること、または、市内に事業所を有する者が、市内に当該事業所と異なる業種の事業所を市内に独立して設置することをいう。
- この表において、「増設」とは、市内に事業所を有する者が、生産規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の事業所を市内に設置すること(既設の事業所の敷地または隣接地に拡充することを含む。)をいう。
- この表において、「移設」とは、市内に事業所を有する者が、事業所を解体し、市内の別の場所に新たに設置すること(事業所の老朽、罹災等により取り壊し、同一場所で改築することを含む。)をいう。ただし、付加価値が上昇することを要件とする。
- 移設の場合の純増加分の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。
(1) 用地の取得および造成に要する経費は、純増した敷地面積割合により算定する。
(2) 事業所に要する経費は、取得額から用途廃止する事業所の地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく評価額を控除した額とする。
(3) 機械・装置等償却資産は、移設経費を含まない。新たに導入した経費のみとする。ただし、新たに導入した経費に公共事業等の移転補償金を充当した場合、移転補償金の額を差し引いた額とする。
- この表において、「新設」および「増設」には、特定附帯設備(地方税法(昭和25年法律第226号)第343条第9項に規定する特定附帯設備をいう。以下同じ。)の取付けを含むものとする。この場合において、特定附帯設備の取付けをする事業者を工場等の建設をする事業者とみなす。
- この表において、「投下固定資産額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産を取得するために要した費用の総額をいう。ただし、償却資産については、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号(同条第4号および第5号を除く。)までに掲げる資産(耐用年数1年未満のものおよび取得価格20万円未満のものを除く。)とする。
- この表において、「新規雇用者」とは、助成金の交付対象となる工場等において常時使用するため、事業者により新たに雇用される常用労働者をいう。
- この表において、「建築床面積」には、特定附帯設備に係る面積を含むものとする。
- この表において、「事業所」とは、工場等の建物およびその附属設備をいう。
- この表において、「償却資産」とは、工場等を建設する事業者とみなされた特定附帯設備の取付けをする事業者が取り付けた特定附帯設備を含むものとする。
- この表において、「常用労働者」とは、常時使用する労働者として雇用される者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する雇用保険の一般被保険者(1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者を除く。)のうち雇用期間の定めのない者に限る。)をいう。
- 指定事業者が市から他の支援措置を受ける場合には、助成金の限度額から市が当該支援措置を講ずるために要した額(市を經由して交付される国、県の補助金等は除く。)を控除する。
- 指定申請内容の有効期間は1年間とする。事業者は指定通知があった日から、1年以内に事業者着手ものとし、着手後は継続的に事業を遂行しなくてはならない。なお、災害等の不測の事態は除く。
- リースや支払委託により取得した資産は補助対象外とする。(リースや支払委託による共通経費が他の資産に計上される場合も含む)